

9 原爆被爆者支援

〔現況及び施策の方向〕

原子爆弾の特異性により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しむ被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の施策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、事業を実施する。

また、原爆養護ホームの運営・整備を行うとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

(単位 人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県 分	16,959	15,616	14,375
広島市分	44,836	42,191	39,590
計	61,795	57,807	53,965

- (注) 1 被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
 2 被爆者数は、各年度末の人数をいう。
 3 県分とは広島県の手帳交付者数、広島市分とは広島市の手帳交付者数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理の推進（予算額 182,569千円）

(1) 原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 58,685千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、同手帳認定に伴う医療費償還払いを行うほか現物給付対象外の医療費等を支給する。(昭和32年度創設)

また、被爆二世の健康管理に資するため、国からの委託により被爆二世健康診断を実施している。(昭和54年度創設、平成13年度以降県実施)

(2) 原爆被爆者健康診断（予算額 110,669千円）

被爆者の健康管理に資するため、毎年定期2回、希望2回を限度とする健康診断（一般検査）を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施している。また、必要に応じて特別検査も行っている。

なお、希望者に対しては、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん及び多発性骨髄腫のがん検査を、希望による健康診断の振替分として年1回実施している。(昭和32年度創設、順次拡充)

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

(単位 件)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)
健康診断受診者証交付者数	県 分	56	53	54
一般健康診断受診者数	県 分	8,559	8,242	9,972
一般健康診断がん検査受診者数	県 分	3,496	3,408	4,798
精密健康診断受診者数	県 分	381	349	608
特別（入院精密）検査受診者数	県 分	28	35	81
交 通 手 当	県 分	1,238	1,170	1,603

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業（予算額 1,346 千円）

被爆者の様々な不安を払拭するため、健康相談、医療機関との連携、施設入所相談、各種手当・原爆症認定申請の支援等、保健、医療、福祉にわたる総合的な相談を実施する。（平成 8 年度創設）

(4) 原爆体験者等健康意識相談等事業（予算額 11,869 千円）

原爆による黒い雨を体験した影響で健康不安を持つ者に対して、医師等の専門家による保健指導・健康教育を実施することにより、その症状の改善を図る。（平成 25 年度創設）

2 原爆被爆者援護の推進（予算額 8,848,667 千円）

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 8,041,587 千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から 2 キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は 70 歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和 43 年度創設）

第 3 表 法定諸手当支給状況

（単位 円、人）

区分	医療特別手当	特別手当	原子爆弾小頭症手当	健康管理手当	保健手当		介護手当	葬祭料		
					一般分	高額分				
支給額	令和 4 年度	141,900	52,400	48,840	34,900	17,500	34,900	費用介護 重度 限度月額 105,560 中度 限度月額 70,360 家族介護 22,280	212,000	
	令和 3 年度	142,170	52,500	48,930	34,970	17,540	34,970	費用介護 重度 限度月額 105,560 中度 限度月額 70,360 家族介護 22,320	212,000	
	令和 2 年度	142,170	52,200	48,930	34,970	17,540	34,970	費用介護 重度 限度月額 105,560 中度 限度月額 70,360 家族介護 22,320	209,000	
支給状況 (県分)	令和 3 年度	実人員	528	331	2	12,038	377	112	55	1,235
		延人員	6,764	4,022	24	151,041	4,607	1,293	973	—
	令和 2 年度	実人員	624	302	2	13,161	395	126	67	1,319
		延人員	7,929	3,849	32	164,084	4,915	1,534	1,017	—
	令和元年度	実人員	654	348	3	14,372	426	132	73	1,393
	延人員	8,325	4,288	36	178,852	5,242	1,666	1,244	—	

(2) 県独自の援護事業（予算額 806,719 千円）

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和 42 年度創設）

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成 12 年度創設）

第4表 県独自諸手当等支給状況

(単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度		令和4年度	
	支給延人員	広 島 県 分		支 給 額	
		支 給 額	支給延人員		
被爆者特別検査促進手当	11	1日500円	11	1日500円	
認定被爆者通院交通費	191	実費	191	実費	
被爆身体障害者福祉手当	36	17,540円	36	17,500円	
被爆者特別福祉手当	47	4,000円	47	4,000円	
介護手当付加金	108	月額43,840円以内	108	月額43,840円以内	
認定被爆者死亡弔慰金	125	10,000円	125	10,000円	
被爆者訪問介護利用助成事業	8,962	同 右	8,513	介護保険給付の対象となる(介護予防)訪問介護サービス等に要した費用の1割,2割又は3割	
被爆者通所介護利用助成事業	26,340	同 右	25,089	介護保険給付の対象となる(介護予防)通所介護,(介護予防)認知症対応型通所介護サービスに要した費用の1割,2割又は3割	
被爆者短期入所生活介護等利用助成事業	6,421	同 右	6,254	介護保険給付の対象となる(介護予防)短期入所生活介護サービスに要した費用の1割,2割又は3割	
被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成事業	2,598	同 右	2,297	介護保険給付の対象となる(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の1割,2割又は3割	
被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業	280	同 右	279	介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに要した費用の1割,2割又は3割	
被爆者複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)利用助成事業	202	同 右	198	介護保険給付の対象となる複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)に要した費用の1割,2割又は3割	
認知症対応型共同生活介護利用助成事業	—	同 右	1,825	介護保険給付の対象となる(介護予防)認知症対応型共同生活介護に要した費用の1割,2割又は3割	
被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業	9,535	同 右	9,425	介護保険給付の対象となる(地域密着型)介護老人福祉施設の入所に要した費用の1割,2割又は3割	
	697	同 右	697	養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額	
被爆者療養 保養事業	神田山荘	1,145	同 右	1,145	利用料250円助成
	指定施設	31	同 右	31	休憩1人1回250円以内 宿泊1人1泊500円以内 (1人年1,500円を限度)

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業(予算額 361千円)

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。(平成3年度創設)

3 広島原爆養護ホームの運営・整備（予算額 460,018 千円）

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム（舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園）に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、（公財）広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。（昭和 45 年度創設）

第 5 表 広島原爆養護ホーム入所状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分	一般養護	特 別 養 護			合 計
	舟入むつみ園	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園	小 計	
県分入所者数（全体入所者数）	13 (67)	17 (82)	50 (243)	67 (325)	80 (392)
県分定員（全体定員）	19 (100)	20 (100)	60 (300)	80 (400)	99 (500)

4 原爆被爆者関係施設整備（予算額 22,197 千円）

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000 千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備等に対して補助する。（昭和 43 年度創設）

第 6 表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年 度	医療機器整備補助		施設整備補助	
	補助額	対象機器	補助額	対象工事
令和 3 年度	16,000	生化学検査自動分析装置システム一式	0	—
令和 2 年度	16,000	総合血液検査システム一式	0	—
令和 元 年度	16,000	内視鏡システム, 人工呼吸器	0	—

(2) その他関係団体への助成等（予算額 6,197 千円）

ア 一般財団法人広島市原爆被爆者協議会

（一財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和 54 年度創設）

イ その他

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和 42 年度創設）

また、（公財）広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和 57 年度創設）

5 在外被爆者援護の推進（予算額 246,070 千円）

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、各種事業を実施する。

第7表 在外における被爆者健康手帳所持者数
(厚生労働省 令和4年3月現在)

国・地域等	所持者数（人）
韓国	1,889
アメリカ	592
ブラジル	76
その他	101
計	2,658

(1) 法に基づく事業

ア 医療費の支給（予算額 35,742 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を法に基づき支給する。（平成27年度創設）

イ 手帳交付事務（予算額 5,320 千円）

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し、面接調査を行う。（平成14年度創設）

(2) 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業

ア 手帳交付渡日支援事業（予算額 4,977 千円）

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。（平成14年度創設）

イ 健康相談等事業（予算額 57,343 千円）

在外被爆者の居住する北米又は南米へ隔年で専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。令和3年度は、南米へ派遣する。（平成14年度創設）

ウ 現地健康診断事業（予算額 13,163 千円）

令和3年度に健康相談等事業を実施しない北米で健康診断を行う。（平成25年度創設）

エ 渡日治療支援事業（予算額 4,134 千円）

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。（平成14年度創設）

オ 保健医療助成事業（予算額 125,391 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。（平成16年度創設）

6 放射線被曝者医療国際協力の推進（予算額 16,033 千円）

広島が有する被曝者医療や放射線障害の研究成果を活用して、世界の放射線被ばく者への医療に貢献することにより、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資する放射線被曝者医療国際協力推進協議会（HICARE：ハイケア）が実施する次の事業に対し負担金（広島県1/2，広島市1/2）を交付する。

平成26年5月にIAEAの協働センターに指定，平成29年と，令和3年に協働センターの指定が更新され，国際医療研修，共同研究等の協働事業を実施している。（平成3年度創設）

- (1) 医師等受入研修・派遣事業
- (2) 放射線被ばく者医療普及啓発事業
- (3) 調査検討事業
- (4) 人材育成事業
- (5) 共同研究事業
- (6) 福島支援事業

第8表 医師等受入研修・派遣状況

(単位 件, 人)

区 分		件数	人数	内 容	
令和3年度	受入研修	—	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	派 遣	—	—		
令和2年度	受入研修	—	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	派 遣	—	—		
令和元年度	受入研修	単独受入 （※1）	7	29	韓国 19人 ラトビア 1人 アメリカ 6人 ブラジル 3人
		協働事業受入 （※2）	2	20	インドネシア 3人 モンゴル 3人 シンガポール 2人 タイ 3人 ヨルダン 2人 シリア 3人 イエメン 1人 フィリピン 1人 アメリカ 1人 マラウイ 1人
		他団体受入 （※3）	1	2	スイス 2人
		計	10	51	
	派 遣	1	2	アメリカ 1件2人（カリフォルニア州での現地被曝者医療研修）	

※1 HICARE 単独で研修を実施するもの

※2 IAEA 等と協働で研修を実施し，IAEA 等の費用負担を伴うもの

※2-1 外務省から IAEA への特別拠出金により，国内から初めて受け入れたもの

※3 JICA 等の他団体が実施する研修において，HICARE が研修の一部を受け持つもの